

意見書案第2号

带状疱疹ワクチンの定期接種化及び助成制度の創設を求める意見書

带状疱疹は、水痘(水ぼうそう)と同じウイルスが原因で起こる50歳代から発症頻度が高まる皮膚疾患であり、水痘が治癒した後もウイルスが神経に潜伏し、加齢、疲労、ストレスなどの免疫力の低下等をきっかけとして、ウイルスが再び活性化することによって発症する。

具体的な症状としては、皮膚のかゆみもしくは痛みから始まり、その後、皮膚の腫れや水ぶくれが出現し、発熱やリンパ節の腫れなどの症状を伴うこともあり、発見の遅れによって治療が長引くケースや、皮膚症状が治まった後も激しい神経痛が残るケースもある。

厚生労働省等が実施している感染症流行予測調査によると、85歳の約半数が带状疱疹を経験していると報告され、また、80歳までに3人に1人が带状疱疹を経験すると推定されている。

他方、带状疱疹の発症予防として、50歳以上の者を対象とした2種類のワクチンがあり、いずれも高い発症予防効果が確認されているものの、現在は任意接種の位置付けであり、接種費用が高額になることから、対象者が接種をためらう要因となっており、接種を希望する者が接種しやすい環境をつくり、带状疱疹の発症による深刻な健康被害を未然に防止していくための取組が必要である。

よって、国におかれては、带状疱疹ワクチンの接種について、予防接種法に基づく定期接種とし、全額国庫負担による助成制度を創設するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

鹿児島県鹿屋市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿